

令和6年度 有田市住宅耐震改修事業のご案内

来るべき大地震から命を守るためには、住宅の耐震化が重要となります。
是非この機会にご活用ください！



まずは耐震診断してみませんか？

○住宅の耐震診断

《木造住宅耐震診断》 市から委託した耐震診断士が無料で診断します。

《非木造住宅耐震診断》 耐震診断に要する費用の一部を補助します。

対象面積が拡充されています

補助額の内容		補助対象の条件			
木造住宅	個人負担なし	平成12年5月31日以前に着工	在来軸組構法 伝統的構法	併用住宅の場合、延べ床面積の1/2以上が居住用	地上階数が2以下かつ延べ面積が400㎡以下
非木造住宅	診断費用の2/3 (限度額) 89,000円	昭和56年5月31日以前に着工	—		

★耐震診断の結果、耐震改修が必要な場合は、以下の補助事業が活用できます。

安心して暮らせるように

○耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施（現地建替え含む）

住宅耐震化に係る設計と改修工事を一体的に支援する総合支援メニューを実施しています。

補助額の内容		(耐震診断を受けていること)
住宅	(限度額) 1,166,000円	【①】耐震改修工事に要する経費の2/5 (限度額:500,000円) 【②】耐震改修工事に要する経費の3/5+設計費 (限度額:666,000円) 【①】+【②】= 合計最大で1,166,000円

【補助例】耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施

・設計20万円+改修100万円の場合（合計120万円）

【①】100万円×2/5=40万円

【②】100万円×3/5+20万円=80万円 → 限度額66万6千円

【①】40万円 + 【②】66万6千円 = 106.6万円

設計+改修

国40万円 + 県33.3万円 + 市33.3万円

補助率 約88.8%

個人負担額 13.4万円

補助金 106.6万円

120 (万円)

耐震改修工事により行う「現地建替え工事」について、新たに要件が追加されています。

- ・土砂災害特別警戒区域内における新たな住宅を建築する工事は対象外
- ・省エネ基準に適合すること

「代理受領制度」が利用できます

「代理受領制度」とは、補助対象事業の申請者から委任を受けた耐震改修工事（設計費用及び建替え除く）の施工業者が補助対象事業の申請者に代わって補助金の請求及び受領を行うことができる制度です。詳しくは、裏面連絡先へお問い合わせください。

裏面へつづく

○耐震ベッド・耐震シェルター

地震による住宅の倒壊から、最低限『命』だけは守るために耐震改修工事より安価で、安全な空間を確保できる耐震ベッド・耐震シェルターの設置費用の一部を補助します。

補助額の内容		補助対象の条件	
木造住宅	購入・設置費用の2/3 (限度額) 266,000円	耐震診断を受けていること	・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満 ・木造住宅の1階に設置 ※予算の額を超える場合、高齢者（65歳以上）又は障害者が居住する住宅を優先します。

※耐震ベッド・耐震シェルターは和歌山県が認定した製品に限ります。また、本体以外のもので対象にならないものもあります。詳しくは、下記連絡先へお問い合わせください。

補助メニュー	募集件数
木造住宅耐震診断	15 件程度
非木造住宅耐震診断	1 件
耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施	5 件
耐震ベッド・耐震シェルター	1 件

※申請受付は先着順とします。また、補助金は予算の範囲内となります。

※募集件数は、申し込み状況により増減する場合があります。

■申請受付期間：4月15日～12月27日【土曜日・日曜日・祝日は除く】

※耐震ベッド・耐震シェルター：高齢者・障害者が居住する住宅の優先受付は5月24日（金曜日）まで

※有田市住宅リフォーム工事費補助金を併用する場合の優先受付は5月24日（金曜日）まで

※耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施及び耐震ベッド・耐震シェルター、非木造住宅耐震診断を申請される場合は、申請時に補助金交付申請書へ添付していただく書類が必要となります。

添付書類につきましては、下記連絡先へお問い合わせください。

補助対象者	①当該住宅を所有又は居住もしくは居住する予定の方
	②市税の滞納がない方
	※耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施を行おうとする方は、過去に本要綱による耐震補強設計を行うための補助金の交付を受けていないこと。

(ご注意)

本補助事業は、補助金の交付決定前に着手（業者との契約を含む）した場合は補助対象外となります。また補助金の支払いには、まずは申請者から業者への支払いをしていただく必要があります。工事完了報告書類として、請求書、領収書などの写しを提出していただきます。工事完了報告は、令和7年2月28日（金曜日）までにご提出ください。

【連絡先・申請受付場所】

有田市役所 経済建設部 都市整備課 公共建築係（市役所3階）
TEL:0737-22-3619（直通）

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください！

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001032.html>